

事 務 連 絡
平成30年 8 月 16 日

都道府県・政令指定都市 消費者行政担当部（局）長 殿

消費者庁消費者政策課長

消費生活センター等における成年後見制度の周知について

平素より消費者行政の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

近年、高齢者の消費者被害に関する相談件数が増加し、深刻な社会問題となっています。平成27年3月に策定された消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）では、「判断能力が不十分な者を保護・支援する成年後見制度の活用による高齢者や障害者の権利擁護を推進する」とこととされました。これを受け、消費者基本計画工程表（平成30年7月22日消費者政策会議決定）において、高齢者や障害者の権利擁護を推進する観点から、地方公共団体が実施する成年後見制度（後見、保佐、補助、任意後見制度）の利用促進に向けた取組について、消費生活センター等を通じて周知を図ることとされております（「消費生活センター等における成年後見制度の周知について」（平成27年6月30日事務連絡）によっても周知をお願いしているところです。）。

成年後見制度の利用促進については、市区町村において、成年後見制度の市区町村長申立て及び申立費用や報酬の助成を行う成年後見制度利用支援事業等の取組が行われているほか、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づき、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指し、市町村計画の策定や地域連携ネットワークの中核機関の整備などの施策に取り組むこととされているところです。

各消費生活センター等において、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々に関する消費生活相談がありましたら、相談者の状況に応じ、成年後見制度の活用も視野に、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、市区町村の福祉担当部局等と連携して対応いただくようお願い申し上げます。

あわせて、貴都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、管内の市区町村への周知をお願いいたします。

(参考1) 消費者基本計画及び消費者基本計画工程表 (抜粋)

(参考2) 成年後見制度に係る法務省資料

(参考3) 成年後見制度に係る厚生労働省資料

【本件連絡先】

消費者庁消費者政策課

堀内 natsuki.horiuchi@caa.go.jp

竹村 tomo.takemura@caa.go.jp

電話：03-3507-8800 (内線 2183)